

○埼玉県警察における個人情報等の管理に関する訓令

平成 18 年 3 月 28 日

警察本部訓令第 15 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察における個人情報の管理に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察における個人情報等の管理に関する訓令

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 保有個人情報等の管理体制（第 3 条－第 8 条）

第 3 章 保有個人情報等の取扱い（第 9 条－第 14 条）

第 4 章 雑則（第 15 条・第 16 条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に定めるもののほか、埼玉県警察における保有個人情報等の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (2) 個人情報等 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等をいう。
- (3) 保有個人情報等 保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等をいう。
- (4) 公文書 法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。

第2章 保有個人情報等の管理体制

(総括個人情報等管理者)

第3条 警察本部に、総括個人情報等管理者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。
- 3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報等管理者から報告を求めることができる。

(副総括個人情報等管理者)

第4条 警察本部に、副総括個人情報等管理者を置き、総務部文書課長をもって充てる。

- 2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐するほか、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
 - (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務に関すること。
- 3 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者の命を受け、保有個人情報等の管理の状況について、次条第1項に規定する個人情報等管理者から報告を求めることができる。

(個人情報等管理者)

第5条 各所属に、個人情報等管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報等副管理者)

第6条 各所属に、個人情報等副管理者を置き、次席をもって充てる。

2 個人情報等副管理者は、個人情報等管理者を補佐するほか、保有個人情報等の適切な管理に関する事務を行う。

(個人情報等管理担当者)

第7条 各所属に、個人情報等管理担当者を置く。

2 個人情報等管理担当者は、次の各号の所属の区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 警察本部 課長補佐（室長補佐、隊長補佐及び科長を含む。）
- (2) さいたま市警察部及び各方面本部 補佐官
- (3) 警察学校 校長補佐
- (4) 警察署 課長（課長代理及び課長を置かない場合の係長を含む。）

3 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者の命を受け、この訓令による当該所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

(埼玉県警察個人情報等管理委員会)

第8条 保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するため、埼玉県警察個人情報等管理委員会を置く。

2 埼玉県警察個人情報等管理委員会の委員長は、総括個人情報等管理者をもって充てる。

3 埼玉県警察個人情報等管理委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 保有個人情報等の取扱い

(責務)

第9条 職員は、法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者、副総括個人情報等管理者、個人情報等管理者、個人情報等副管理者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第10条 個人情報等管理者は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、必要な措置をとるものとする。

(保有個人情報等の取扱いの制限)

第11条 個人情報等管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等について、適正な取扱いを確保するために必要な事項を職員に遵守させるものとする。

(廃棄)

第12条 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を廃棄するものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等を廃棄するときは、細断、溶解その他の復元できない方法により漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(業務の委託)

第13条 保有個人情報等の取扱いの全部又は一部を委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 委託者及び受託者の責任の明確化に関する事項

(2) 個人情報等に関する秘密保持に関する事項

(3) 個人情報等の安全管理に関する事項

ア 個人情報等の漏えい等の防止に関する事項

イ 委託契約範囲外の利用等の禁止に関する事項

ウ 提供を受ける者に対する措置要求に関する事項

エ 複製等の禁止に関する事項

オ 委託契約終了後の個人情報等の返還及び廃棄に関する事項

(4) 再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）に関する事項

- (5) 個人情報等の取扱状況の報告に関する事項
- (6) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (7) 漏えいその他の事故が発生した場合の報告及び連絡に関する事項

2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報等の秘匿性及び重要性に応じて、委託先における個人情報等の管理の状況について、必要かつ適切な監督を行うとともに、少なくとも年1回以上、確認するものとする。

3 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性に応じ、委託先を通じ、又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。

4 前項に規定する場合において、再委託される業務が番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務であるときは、再委託先において当該業務に係る特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で、再委託の許諾を行うかどうかを判断するものとする。

(保有個人情報等の提供)

第14条 個人情報等管理者は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供するときは、必要に応じて、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 提供の可否について、保有個人情報に係る業務を主管する所属の長（以下「主管課長」という。）と協議を行うこと。
- (2) 提供先に対し、提供に係る保有個人情報の利用の目的、方法その他の必要な事項について記載された書面の交付を求めることについて、主管課長と協議を行うこと。
- (3) 提供先に対し、提供に係る保有個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を調査することについて、主管課長と協議を行うこと。

第4章 雑則

(事故発生時等の措置)

第15条 職員は、漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報等管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに、同項の事故が発生し、又は発生するおそれがある旨を副総括個人情報等管理者を経て総括個人情報等管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。
- 3 個人情報等管理者は、漏えい等が法第 68 条第 1 項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を副総括個人情報等管理者を経て総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。
- 4 前項の報告を行った個人情報等管理者は、事故の発生又は再発の防止に資するため、第 2 項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講じ、当該調査の結果及び講じた措置の内容を、主管課長に通知するとともに、副総括個人情報等管理者を通じて総括個人情報等管理者に報告するものとする。

(補則)

第 16 条 総括個人情報等管理者は、この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 18 日警察本部訓令第 40 号)

この訓令は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 15 日警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。